第六講　記述式　その3

《実用的文章》　テーマ「高校生の部活動」

青原高等学校では、部活動に関する事項は、生徒会部活動規約に則（のっと）って、生徒会部活動委員会で話し合うことになっている。次に示すものは、その規約の一部である。それに続く**【会話文】**は、生徒会部活動委員会の執行部会で、翌週行われる生徒会部活動委員会に提出する議題について検討している様子の前半部分である。後に示す、執行部会で使用された**【資料①】**～**【資料③】**を踏まえて、各問い（**問1～3**）に答えよ。

青原高等学校　生徒会部活動規約

第１章　総則

第１条　部は青原高等学校生徒会会員によって構成する。
第２条　部活動に関係する事項は生徒会部活動委員会で審議し，生徒総会の議決を経て職員会議に提案する。
第３条　生徒会部活動委員会は，生徒会本部役員と各部の部長によって構成する。
第４条　生徒会部活動委員会には，委員会の円滑な運営のため，次により構成する執行部を置く。
　委員長　　　各部の部長のうちから１名
　副委員長　　生徒会本部役員のうちから１名
　体育部代表　体育部の部長のうちから１名
　文化部代表　文化部の部長のうちから１名

第２章　部の運営

第５条　部活動は部員の自主的活動によって部員の趣味・親睦を深めると同時に，人間性を高め，研究活動の充実，技術の向上を図ることを目的とする。
第６条　部活動として次の部を置く。
　体育部　硬式野球部　ソフトボール部　サッカー部
　　　　　剣道部　卓球部　バスケットボール部
　　　　　バドミントン部　テニス部
　文化部　吹奏楽部　演劇部　茶道部　美術部　書道部
　　　　　琴部　新聞部　科学部
第７条　会員は自由意志により所定の手続きをとり，どの部にも所属できる。
第８条　原則として，一人の会員が複数の部に所属すること（兼部）は禁止する。ただし，体育部と文化部との兼部については，双方の顧問の了解が得られれば可能とする。
第９条　各部は部長・副部長を選出する。
第10条　部活動の終了時間は17時とする。
第11条　休日，祝日は顧問が必要と認めた場合，顧問の指導のもとに，午前中又は午後の半日部活動を行うことができる。

第３章　部の新設・休部・廃部

第12条　部の新設は，同好会として３年以上活動していることを条件とする。
第13条　条件を満たし，部として新設を希望する同好会は，当該年度の４月第２週までに，所定の様式に必要事項を記入し，生徒会部活動委員会に提出することとする。なお，提出期限に遅れた場合，部の新設は次年度以降とする。
第14条　部の新設には，生徒総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。
第15条　部員数が５名未満であり，その活動も不活発な状態が１年以上続いたと認められる場合，生徒会部活動委員会において審議の上，休部とする。
第16条　休部の状態が２年以上続いた場合，生徒総会の議決を経た後，廃部とする。

第４章　同好会

（以下略）

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

【会話文】

登場する人物

島崎――委員長。剣道部部長。
森　――副委員長。生徒会副会長。新聞部部長。
永井――体育部代表。バドミントン部部長。
寺田――文化部代表。書道部部長。
夏目――教諭。生徒会顧問。

島崎　執行部会を始めましょう。今日の執行部会では、生徒会部活動委員会に提出する議題について検討します。まず何を議題とするかを考えていきましょう。最初に確認しておきますが、施設や設備の改修など、予算に関わるものは学校側に要望として提出し、委員会の議題にはしません。では、森さんから、提出したほうがよいと考える議題について説明をお願いします。

森　はい。では、**【資料①】**の中から、部活動委員会に関わりそうな議題を選ぶと、まず「ダンス部の設立」になりますね。

島崎　それは……、議題にならないのではないでしょうか。

森　ええっ、なぜですか。

島崎　現在活動中の同好会は、「軽音楽同好会」だけだからです。「ダンス部」の設立希望があるのなら、規約どおりに進める必要があります。

森　ああ、そうでした。うっかりしていました。では、この件への回答になるように、来月発行の『青原高校新聞』の「生徒会から」のコーナーに、当該年度に部を新設するために必要な、申請時の条件と手続きを、分かりやすく載せておきます。

島崎　お願いします。では、引き続き、**【資料①】**を基に取り上げる議題を挙げていきましょう。

永井　**【資料①】**から考えると、まず取り上げる議題は「部活動の終了時間の延長」ですね。

島崎　そうですね。では、次に重要だと思われる議題は何でしょうか。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

寺田　「兼部規定の見直し」です。

夏目　念のために確認しておくけれど、兼部については、双方の顧問の許可だけは必要になりますよ。

寺田　はい、見直しの内容は、あくまで双方の顧問の許可があることを前提にした上での、条件の緩和です。これまで認められてこなかった［　**ア**　］という要望です。

島崎　なるほど、分かりました。昨年も体育部・文化部の双方から同じような条件の緩和を求める声がありましたね。他にも議題は考えられますが、この二つについて検討していきましょう。では、まず「部活動の終了時間の延長」についての提案内容をまとめていきます。みなさんの考えを聞かせてください。

寺田　延長に賛成します。個人的にも、作品展の前は時間が足りないなあ、と思うんですよね。

永井　延長を認めてほしいです。いつもあと少しのところで赤雲学園に勝てないんです。

島崎　わたしも、せめて試合前には練習時間を延長してほしいと思っているのですが、個人的な思いだけでは提案できません。何か参考になる資料はありませんか。

寺田　市内五校の部活動の終了時間がどうなっているか、まとめてみました。**【資料②】**です。

森　別の資料もあります。**【資料③】**です。新聞部が去年の「文化祭特別号」で、部活動についてまとめた記事です。

島崎　ありがとう。では、これらの資料を基にして、部活動の終了時間の延長を提案してみましょう。

森　ちょっと待ってください。提案の方向性はいいと思うのですが、課題もあると思います。［　**イ**　］

島崎　なるほど、そう判断される可能性がありますね。それでは、どのように提案していけばいいか、みんなで考えましょう。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

【資料①】

部活動に関する生徒会への主な要望

要望の内容	要望したクラス	生徒会意見箱に投函（とうかん）された数
ダンス部の設立	１年Ａ組　１年Ｂ組 １年Ｃ組	35 通
部活動の終了時間の延長	１年Ｄ組　２年Ｃ組 ２年Ｄ組	28 通
シャワー室の改修	３年Ａ組　３年Ｂ組	19 通
照明機器の増設	２年Ａ組　３年Ｄ組	15 通
兼部規定の見直し	３年Ｃ組	25 通
同好会規定の見直し	２年Ｂ組	13 通

・投函された意見の総数は 148 通，そのうち部活動に関する要望は 135 通。
・今年度４月末の生徒総数は 477 人。各学年は４クラス。

【資料②】

市内５校の部活動の終了時間

高等学校名	通常時	延長時	延長に必要な条件
青原高等学校	**17時00分**	**—**	**—**
青春商業高等学校	17 時 00 分	18 時 00 分	大会・発表会等の前かつ顧問の許可
白鳥総合高等学校	18 時 30 分	—	—
赤雲学園高等学校	17 時 00 分	18 時 00 分	顧問の許可
松葉東高等学校	17 時 00 分	18 時 30 分	顧問の許可

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

【資料③】

青原高校新聞（平成 28 年９月７日　文化祭特別号　青原高等学校新聞部）抜粋

青高生の主張

「部活動の充実」の内訳

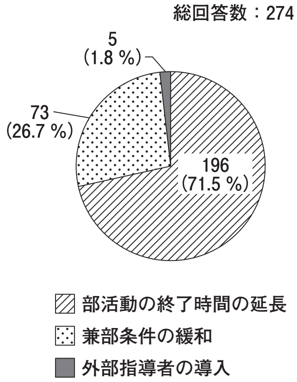

青原高校に求めるもの（複数回答可）

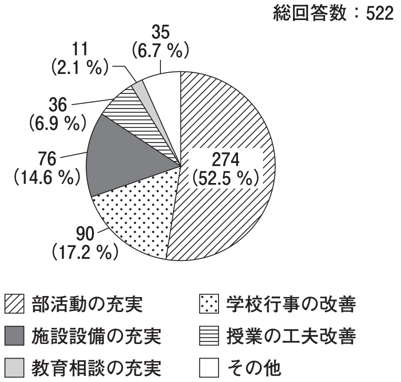

第一位は「部活動の充実」

新聞部「青高アンケート」結果発表

先日、新聞部が実施した「青高アンケート」（七月十五日実施）の結果によると、学校側への要望で、最も多かったものは「部活動の充実」、二番目は「学校行事の改善」であった。

「部活動の充実」の内訳では、「部活動の終了時間の延長」という回答が最も多かった。これは、秋の新人戦・作品展に向けた練習・準備が活発化する中、近隣高校に比べて活動時間が短い、という思いの表れであろう。

硬式野球部主将の中野さんは、「青原高校の生徒は、部活動があるからといって学業をおろそかにするとは考えられない」と語る。また、吹奏楽部部長の樋口さんは、「部活動を一生懸命やりたい後輩は、白鳥総合高校を目指してしまうから、ぜひ部活動の終了時間を延長してほしい」と訴えた。

しかし、部活動の終了時間の延長の実現には課題もある。青原市作成の「通学路安全マップ」によれば、本校の通学路は、歩道も確保できないほど道幅が狭い。また、交通量のピークは午前七時前後と午後六時前後とされている。生徒指導担当の織田先生は、「部活動の終了時間の延長を認めた場合、生徒の下校が集中する時間帯の安全確保に問題が生じるのではないか」と語っている。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問１　傍線部「当該年度に部を新設するために必要な、申請時の条件と手続き」とあるが、森さんが新聞に載せるべき条件と手続きはどのようなことか。五十字以内で書け（句読点を含む）。

問２　空欄 **ア** に当てはまる言葉を、要望の内容が具体的に分かるように、二十五字以内で書け（句読点を含む）。

問３　空欄 **イ** について、ここで森さんは何と述べたと考えられるか。次の（１）～（４）を満たすように書け。

（１）二文構成で、八十字以上、百二十字以内で書くこと（句読点を含む）。なお、会話体にしなくてよい。

（２）一文目は「確かに」という書き出しで、具体的な根拠を二点挙げて、部活動の終了時間の延長を提案することに対する基本的な立場を示すこと。

（３）二文目は「しかし」という書き出しで、部活動の終了時間を延長するという提案がどのように判断される可能性があるか、具体的な根拠と併せて示すこと。

（４）（２）・（３）について、それぞれの根拠はすべて**【資料①】**～**【資料③】**によること。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第六講　知識モノ解説

文学史・人物解説

※会話文の登場人物「島崎・森・永井・寺田・夏目」は、日本近代文学を代表するような有名作家の苗字と同じです。せっかくですから、紹介します。大文豪たちが高校生キャラクターになって話し合いをしている、と考えると楽しいですよ。

●島崎藤村＝しまざき　とうそん（一八七二〜一九四三）筑摩生まれ。本名、島崎春樹（はるき）。明治学院で学び、明治女学校や東北学院で教師を務めた。日本ペンクラブ初代会長。主要作品『若菜集』『落梅集』（以上詩集）『破戒』『夜明け前』（以上小説）など

●森鷗外＝もり　おうがい（一八六二〜一九二二）石見国（現在の島根県西部）生まれ。本名、森林太郎（「しんりん　たろう」ではなく「もり　りんたろう」）東京大学医学部卒。陸軍の軍医のトップ「陸軍軍医総監・陸軍省医務局長」にまでなった。ドイツ留学の経験あり。主要作品『舞姫（まいひめ）』『雁（がん）』『山椒大夫（さんしょうだゆう）』『高瀬舟（たかせぶね）』（以上は小説）『於母影（おもかげ）』（訳詩集）など

●永井荷風＝ながい　かふう（一八七九〜一九五九）東京生まれ。本名、永井壮吉（そうきち）。高等商業学校（現在の一橋大学）附属外国語学校中退。芸術至上（しじょう）主義ともいうべき耽美（たんび）派の作家。森鷗外の推薦で慶應義塾大学文学部教授となる。主要作品『ふらんす物語』『あめりか物語』『腕くらべ』『濹東綺譚（ぼくとうきだん）』など

●寺田寅彦＝てらだ　とらひこ（一八七八〜一九三五）東京生まれ。東京帝国大学（現在の東京大学）物理学科卒。随筆家、物理学者として有名。「天災は忘れたころにやってくる」「ものごとをこわがらな過ぎたり、こわがり過ぎたりするのはやさしいが、正当にこわがることはなかなかむつかしい」といった言葉を残している。また寺田寅彦の弟子に、雪の結晶の研究で有名な中谷宇吉郎（なかやうきちろう）がいる

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

●夏目漱石＝なつめ　そうせき（一八六七〜一九一六）江戸牛込生まれ。本名は夏目金之助。東京帝国大学英文科卒。イギリス留学の経験あり。森鷗外と比較される明治の大文豪。また多くの弟子を育てたことでも有名で、芥川龍之介や寺田寅彦も門下生。東大講師から朝日新聞専属作家へ転身。主要作品『吾輩は猫である』（デビュー作）『坊っちゃん』『三四郎』『それから』『門』『こころ』『明暗』（遺作）など

語句

規約＝きやく↓関係者の話し合いで決定した規則

執行＝しっこう↓実際にとりおこなうこと・決まりの内容を実践すること

円滑＝えんかつ↓なめらかなこと・物事がさしさわりなく行われること

親睦＝しんぼく↓親しみあうこと・仲良くすること

所定＝しょてい↓定まっているということ

顧問＝こもん↓相談すること、また相談する役職に就いている人・相談役

回答＝かいとう↓質問や問い合わせ（照会）への返答

当該年度＝とうがいねんど↓その年度

緩和＝かんわ↓ゆるめたりやわらげたりすること

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

復習問題　第六講

次の傍線部にあたる漢字を、次の各選択肢から選びなさい。

（ア）委員会をコウ成する人々　①公　②構　③後　④校　⑤皇

（イ）提案を慎重にシン議する　①新　②深　③審　④親　⑤神

（ウ）会議を円カツに進める　①活　②勝　③克　④滑　⑤筈

（エ）関係者の親ボクを深める　①撲　②墨　③牧　④木　⑤睦

（オ）部活のコ問と相談する　①顧　②個　③固　④雇　⑤故

（カ）活動のない部をハイ部とする　①灰　②排　③廃　④背　⑤配

（キ）提案へのカイ答文書を出す　①解　②階　③怪　④回　⑤快

（ク）生徒会のシッ行部への要望　①質　②執　③室　④失　⑤叱

（ケ）兼部の規制をカン和する　①緩　②監　③敢　④寒　⑤勧

（コ）部の新設を申セイする　①請　②制　③正　④整　⑤清

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第六講　記述式　その3

《実用的文章》　テーマ「高校生の部活動」

図解

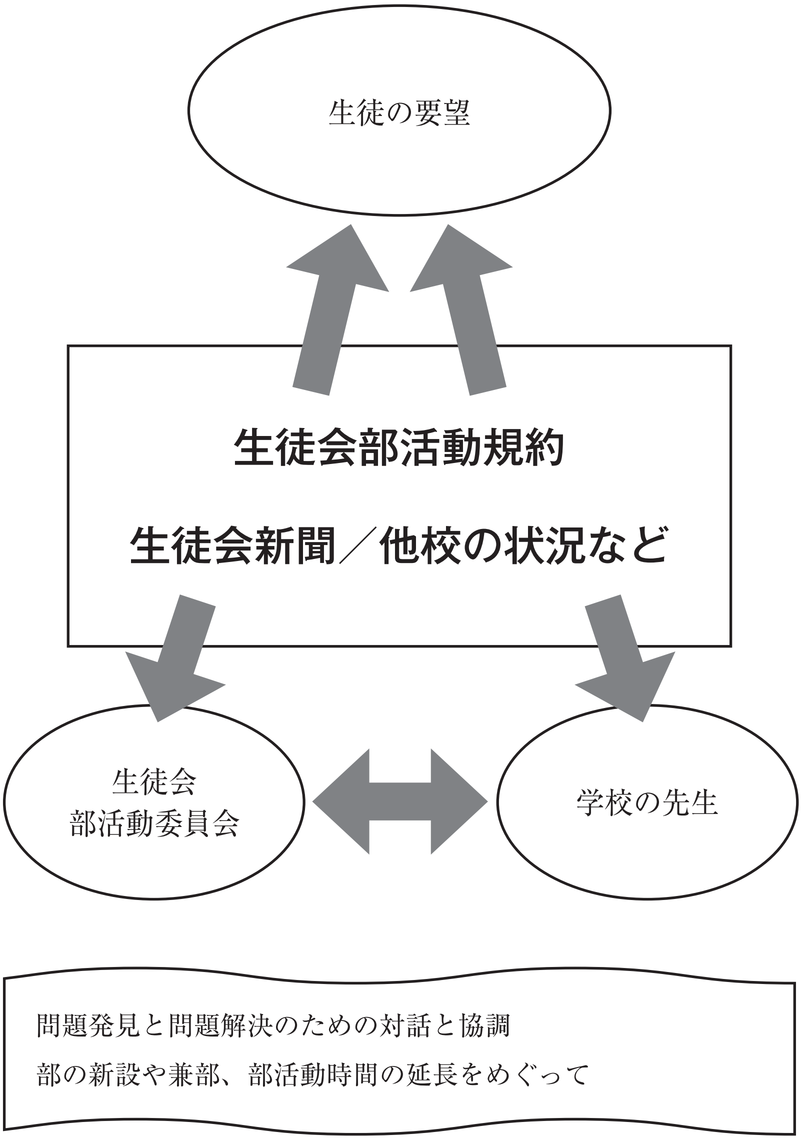

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問１《傍線部説明・記述》

この第一問のメイン資料、ベース資料となっているのが「青原高等学校　生徒会部活動規約」です。現代文の試験としての〝読み物〟〝読解資料〟がこれだということをまず、押さえましょう。これを踏まえて**【会話文】**があり、さらにその会話のなかで**【資料①】【資料②】【資料③】**が出てくる構造です。図示すると以下の通り。

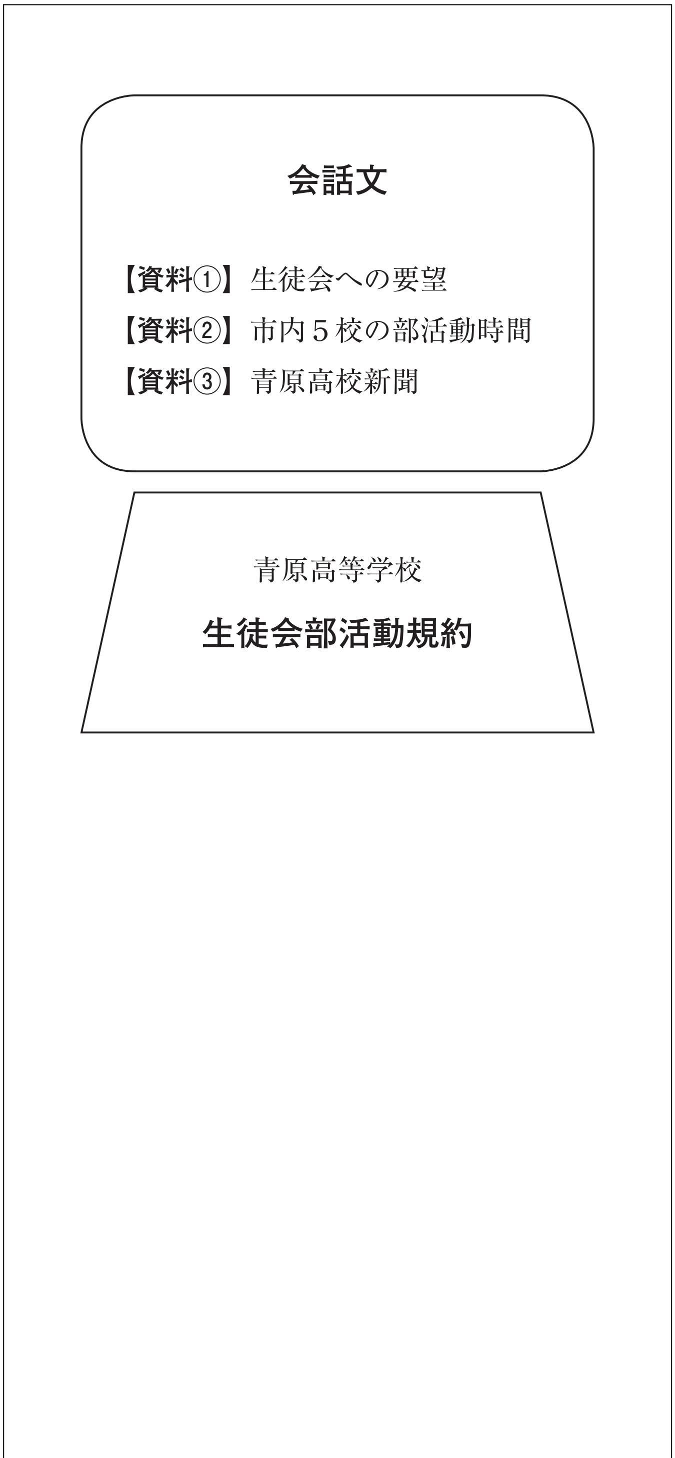

さて、傍線部は、部の新設について「必要な、申請時の条件と手続き」を問うています。したがってベース資料である「生徒会部活動規約」の該当箇所を見つけ、その言葉を使って解答を作ります。まず該当箇所の全文は、次の通り。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

「第3章　部の新設・休部・廃部」
第12条　部の新設は、**同好会として3年以上活動**していることを条件とする。
第13条　条件を満たし、部として新設を希望する同好会は、当該年度の**4月第2週までに**、**所定の様式**に必要事項を記入し、**生徒会部活動委員会に提出**することとする。なお、提出期限に遅れた場合、部の新設は次年度以降とする。

ここから必要なキーワード、キーフレーズを抽出して、五十字以内に収まるようにまとめます。記述答案をつくる作業は、抜き出し問題と違って、一箇所をまるまる書き写すのではなく、複数箇所をまとめるのが基本原則です。この基本原則は、「新テスト」のみならず、各私大や国公立大学の個別試験における記述式問題についてもあてはまります。よく覚えておいてください。
なお、第14条も「部の新設」に言及していますが、問1の解答には入れないのはなぜでしょうか。

第14条　部の新設には、生徒総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

はい、そうです。これは「申請」された後の、次のステージの話だからです。設問が求める「申請時の条件と手続き」には該当しませんね。
では、改めて第12条と第13条を素材にしてまとめます。右の**太字の箇所**が答案に盛り込むべきキーワード・キーフレーズです。
「当該年度」という表現は、すでに設問文・傍線部に含まれているため、答案に盛り込む必要はありません。もちろん、入れても減点にはなりませんが、加点もされません。こうした設問文・傍線部にすでに出ている語句は入れないということは心得ておきましょう。無駄がなく簡潔・簡明な答案を作るときの大事な心掛けです。「なお、提出期限に遅れた場合、部の新設は次年度以降とする」は、太字の念押し、言い換えです。やはり答案に入れても、加点もされません。
公表されている「正答の条件」は次の通りです。

次の条件をすべて満たして解答している。
① 五十字以内で書かれていること。
② 「同好会として3年以上活動」ということが書かれていること。
③ 「4月第2週までに申請する」ということが書かれていること。
④ 「所定の様式で申請する」ということ、「生徒会部活動委員会に申請する」ということのどちらかが書かれていること。
なお、両方書かれていてもよい。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問２《空欄補充・記述》

ここで話題になっているのは、「兼部」についての「要望」です。「兼部規定の見直し」「条件の緩和」を求める声が**【資料①】**に掲載されています。さて、空欄は「これまで認められてこなかった」内容となります。ただし、「双方の顧問の許可があることを前提にした上での」話です。したがって、顧問以外の、今までの厳しい条件を、ベース資料「生徒会部活動規約」から探します。第８条です。

> 第８条　原則として、一人の会員が複数の部に所属すること（兼部）は禁止する。ただし、**体育部と文化部との兼部**については、双方の顧問の了解が得られれば可能とする。

つまり、これまでの「条件（制限）」は、双方の顧問の了解があっても「体育部と文化部との兼部」に縛っていたわけです。これを体育部内での兼部も、文化部内の兼部もできるようにしてほしいという「要望」として書くわけです。空欄直後の島崎さんの「体育部・文化部の双方から同じような条件の緩和を求める声」もヒントです。図示すると次の通り。

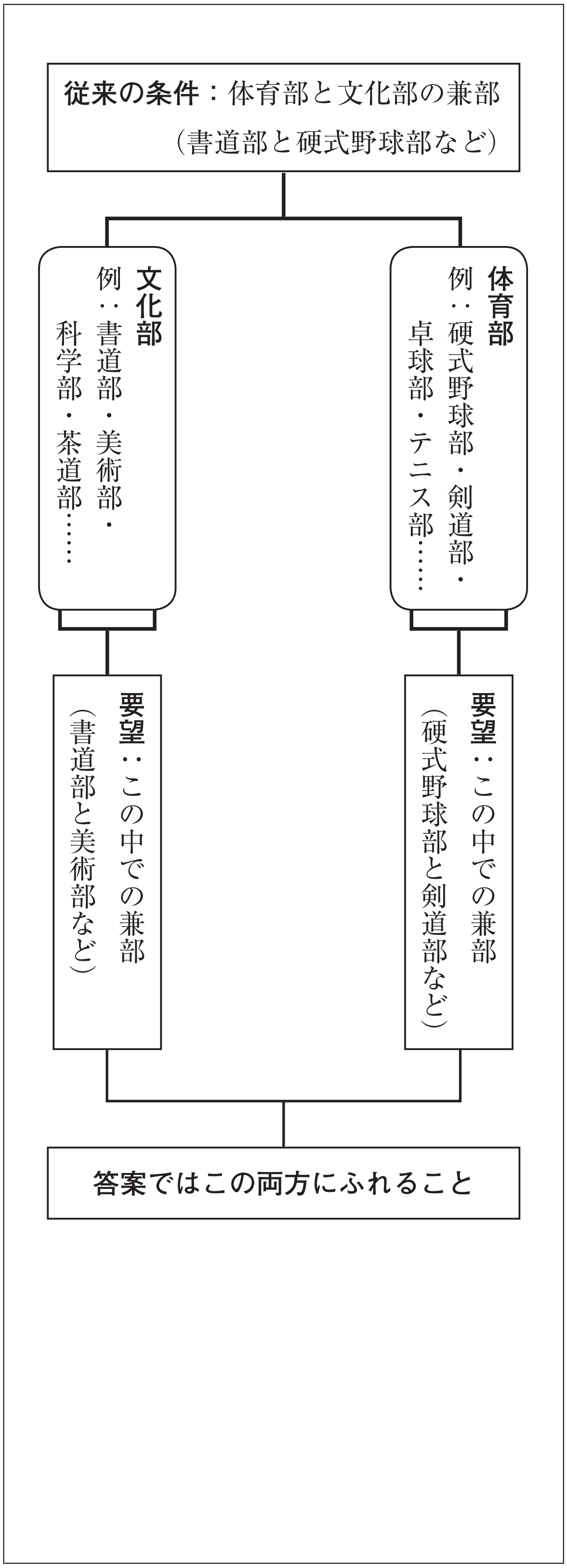

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

公表されている「正答の条件」は左の通り。

次の条件をすべて満たして解答している。
① 二十五字以内で書かれていること。
② 文末表現が「という要望」に適切に続くように書かれていること。
③ 「体育部同士及び文化部同士の兼部」（又は「体育部と文化部間以外の兼部」、「すべての部活動間での兼部」）ということが書かれていること。なお、体育部・文化部の一方に限定したもの（例：「文化部について兼部を認める」）は正答としない。

問３《空欄補充・記述》

ここでは、部活動時間の延長が話題です。空欄前の島崎さんは「部活動の終了時間の延長を提案してみましょう」とポジティブですが、これを受けた森さんの発言は、「ちょっと待ってください。提案の方向性はいいと思うのですが、課題もあると思います。」となっています。つまり、「提案の方向性はいいと思う」と肯定的に認めつつ、「課題もある」と困った問題点を示唆しています。この道まっしぐら、ではなく多角的に冷静に行こうぜということです。設問には次のようなガイド（設問条件）があり、大変に参考になります。今回の問いだけでなく、およそ文字数が多いタイプの記述答案を作成する上でも参考になりますよ。

ガイド（設問条件）
（１）二文構成で、八十字以上、百二十字以内で書くこと（句読点を含む）。なお、会話体にしなくてよい。
（２）一文目は「確かに」という書き出しで、具体的な根拠を二点挙げて、部活動の終了時間の延長を提案することに対する基本的な立場を示すこと。
（３）二文目は「しかし」という書き出しで、部活動の終了時間を延長するという提案がどのように判断される可能性があるか、具体的な根拠と併せて示すこと。
（４）（２）・（３）について、それぞれの根拠はすべて**【資料①】**～**【資料③】**によること。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

「二文で」という条件は重要ですね。八〇字を超えるような説明を、一文（句点「。」で切れるまとまり一つ＝「〜〜。」）で書こうとすると複数の要素がからみあって分かりにくくなりがちですから。それを「確かに〜。しかし〜。」と二つに切って、要素の役割分担をしながら説明を組み立てるわけです。

まず、「確かに」につづく文で、部活動時間延長の方向性はいい（妥当だ・認められる・もっともだ）という立場とその具体的根拠を二つ挙げます。**【資料①】**によれば、生徒からの「要望」があります。この点については**【資料③】**のグラフ「『部活動の充実』の内訳」によれば、「部活動の終了時間の延長」に多数の回答が寄せられています。同じ**【資料③】**の記事でも「『部活動の充実』の内訳では、『部活動の終了時間の延長』という回答が最も多かった」とまとめられています。さらに「硬式野球部主将の中野さん」「吹奏楽部部長の樋口さん」の語りや訴えも掲載されています。この、生徒からの要望多数という点が具体的根拠のその１になります。複数の資料を貫く共通項目を指摘することを求めています。〝図表分析タイプの小論文〟では、毎度おなじみのことなのですが、これを「現代文」で受験生に求めている、この点が新テストの特徴と言えますね。図では次の通りです。

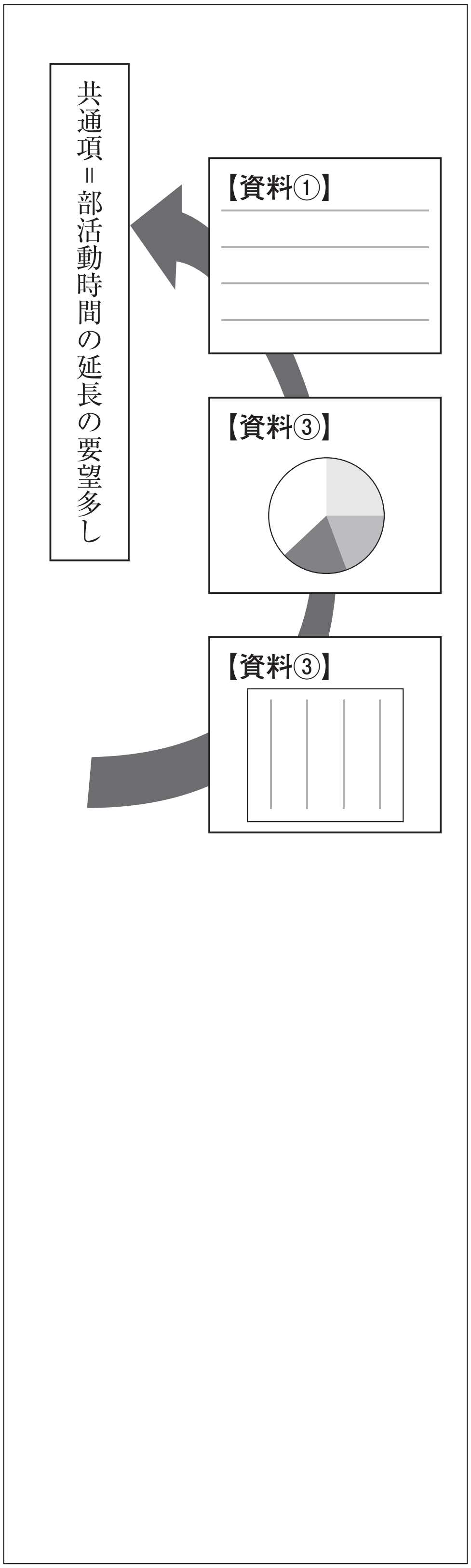

さらに第二の具体的根拠として**【資料②】**の市内五校の部活動終了時間（複数の高校で延長を認めている）と**【資料③】**「近

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

隣高校に比べて活動時間が短い」が使えます。ここでも複数資料の共通項目探しです。

さて、「しかし」以降で「課題」の内容を書きます。これについては**【資料③】**に「しかし、部活動の終了時間の延長の実現には課題もある」とずばり記載があり、それに続く部分が解答に盛り込むべき「具体的な根拠」となる語句になります。すなわち、通学路の道幅の狭さと午後六時前後の交通量がピークになることです。言い換えれば、生徒の安全確保に関する問題です。公表されている「正答の条件」によれば、〝道幅と交通量問題〟と〝安全確保問題〟はどちらかあればよいことになっています。言い換え関係だからですね。ただし〝道幅と交通量問題〟は、**【資料③】**では「また」で結ばれたセットです。ゆえに〝道幅〟だけ、〝交通量〟だけではダメということになります。

以上で、「課題」問題の「具体的根拠」はそろいましたが、肝心なことを忘れてはいけません。設問条件の（３）には「部活動の終了時間を延長するという提案がどのように判断される可能性があるか」を問うています。したがって、延長が認められない可能性を指摘してやります。

公表されている「正答の条件」は以下の通り。

次の条件をすべて満たして解答している。
①　八十字以上、百二十字以内で書かれていること。
②　二文で書かれていること。
③　一文目が「確かに」という書き出しで書かれており、かつ、それに続く文脈において、次の三つの内容がすべて書かれていること。
　ⅰ）「部活動（の終了）時間の延長の要望が多い」ということ。
　ⅱ）「（市内に）部活動（の終了）時間の延長を認める高校も多い」ということ。
　ⅲ）部活動（の終了）時間の延長を「提案することは妥当である」ということ。
④　「しかし」という書き出しで書かれており、かつ、それに続く文脈において、次の二つの内容がすべて書かれていること。
　ⅰ）「（通学路の）安全確保に問題がある」ということ、「通学路は道幅も狭い上に午後六時前後の交通量が特に多い」と

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

いうことのどちらかが書かれていること。なお、両方書かれていてもよい。
ii）部活動（の終了）時間の「延長は認められにくい」ということ。

解答例（大学入試センターの発表）

問１　同好会として三年以上活動した上で、四月第二週までに所定の様式で生徒会部活動委員会に申請すること。（四十八字）

問２　例１　体育部同士の兼部及び文化部同士の兼部を認めてほしい（二十五字）
例２　体育部と文化部間以外の兼部も認めてほしい（二十字）
例３　すべての部活動間における兼部を認めてほしい（二十一字）

問３　確かに、部活動の終了時間の延長の要望は多く、市内に延長を認める高校も多いことから、延長を提案することは妥当である。しかし、通学路は道幅も狭い上に午後六時前後の交通量が特に多いため、安全確保に問題があり、延長は認められにくいのではないか。（百十八字）

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

復習問題　第六講　模範解答

（ア）②　（イ）③　（ウ）④　（エ）⑤　（オ）①
（カ）③　（キ）④　（ク）②　（ケ）①　（コ）①

解答漢字一覧

（ア）構成　（イ）審議　（ウ）円滑　（エ）親睦　（オ）顧問
（カ）廃部　（キ）回答　（ク）執行　（ケ）緩和　（コ）申請

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。